

あ2026年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 早川 純午
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃から住民のいのちとくらしを守り、福祉の向上にご尽力いただきありがとうございます。

愛知自治体キャラバンは、46年間継続的に住民要求を取りまとめ要請書を提出し懇談を行い、多くの県民の願いを実現して参りました。

住民要求の高まりの中、国の制度として2026年4月からの公立小学校給食の無償化、2027年4月から国保・子どもの均等割保険料が18歳まで5割軽減されました。また、自治体のご努力下、子ども医療費無料制度、加齢性難聴者への補聴器購入助成、介護保険制度の改善や住宅改修・福祉用具の受領委任払い、「要介護者の障害者控除の認定書発行」の拡大、任意予防接種や妊産婦健診事業などの諸施策を改善することができました。関係者のみなさまのご理解とご協力に感謝いたします。

さて、深刻な物価高騰の中、さらに、介護・医療の保険料と利用料・患者負担が重く、また、地域医療も崩壊の危機に直面し、介護保険は「保険あって介護なし」の危険が高まっています。

つきましては、「いのち・くらし・社会保障」の拡充を最優先に、制度の改善に向け、以下の陳情項目の実施に、前向きなご回答をお願いいたします。また、訪問の折には、自治体のご意見ご要望について率直な意見交換を期待しております。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障

★(1)介護保険料・利用料など【高齢福祉課】

- ①介護保険の次年度繰越金や介護給付費準備基金を活用して、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、所得段階320万円未満の中間層や低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。
- ②収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。
- ③介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。
- ④介護保険施設への独自支援、介護付き有料老人ホーム、認知症グループホーム等の入所者や短期入所者等の食事、居住費に対する助成制度を実施・拡充してください。

- ① 介護保険料は、次年度繰越金及び介護給付費準備基金を適切に活用の上算定しています。また、保険料所得段階数、各所得段階の乗率等は、所得段階別の構成比及び被保険者数を考慮の上設定します。なお、低所得者(第1～3段階)については、国・県・市が負担して保険料を軽減しています。
- ② 近隣市との著しい不均衡が生じないように適切な対応をしています。
- ③ 介護保険法に基づく居住費・食費の軽減制度のほか、社会福祉法人による利用者負担の軽減制度や、所得が低く生計が困難な人に対し在宅サービスを利用したときの自己負担を軽減する市独自の軽減制度を実施しています。
- ④ 介護保険法に基づく居住費・食費の軽減制度のほか、社会福祉法人による利用者負担の軽減制度による居住費・食費の軽減を実施しています。

(2)介護保険サービス【高齢福祉課】

- ①要支援1・2の訪問介護、デイサービスの総合事業への移行に際して、移行以前に実施されていたサービス(「現行相当サービス」)が必要な人には継続した利用ができるようにしてください。また、報酬単価を引き上げてください。
- ★②どの地域に住んでいても利用者が全国一律のサービスを受けられるよう「特定地域サービス」および「特定地域居宅サービス等事業」の制度を採用しないでください。
- ③福祉用具貸与の対象品目を縮小しないでください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。

- ① 現行相当サービスの利用については、ケアマネジメントにより決定します。専門職の介護が必要とされる人は、現行相当サービスを利用できます。期間を区切ったいわゆる「卒業」条件はありません。また、報酬単価は、国が示す単価を勘案して設定しておりますので、引き上げは考えておりません。
- ② 今後、国及び県の動向を注視し、適切に対応してまいります。
- ③ 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成 12 年3月1日老企 36 号)に基づき適切な対応をしています。

★(3)訪問介護事業所・特別養護老人ホーム等の基盤整備【高齢福祉課】

- ①介護報酬引き下げ、物価高騰や人員不足により経営難に陥っている訪問介護事業所に対して自治体の独自財源による財政支援で在宅サービスを維持・確保してください。
- ②特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者の実態を把握し、早急に解消してください。
- ③要介護1・2の特別養護老人ホーム入所希望者の実態を把握し、「特例入所」について、広報を積極的に行うとともに、希望に沿うようにしてください。

- ① 介護保険制度の中で対応すべきものと考えているため、市独自の財政支援は考えておりません。
- ② 待機者の状況については適宜把握に努めています。施設・居住系サービスについては、特養の入所待機者数をはじめ、高齢者人口、要介護認定者数、保険給付に係るサービス利用者数やサービス量の推計に基づき、適正に整備計画を策定しています。
- ③ 愛知県特別養護老人ホーム標準入所指針に基づき、一律に拒否をするのではなく入所に関する条件や事情を確認するよう施設に周知しております。

★(4)介護人材確保 【高齢福祉課】

- ①介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。
- ②一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。
- ③8時間以上の長時間労働を是正してください。
- ④夜勤体制についての実態調査を実施してください。

- ① 国において、介護職員処遇改善施策を行っているため、市独自の施策を実施することは考えていません。人材確保のうち資格取得に関する支援、事業者の職員の資質向上のための研修補助を行っています。
- ② 介護保険法及び各指定基準に基づき事業者への指導を行っています。市独自の財政支援を実施することは考えていません。
- ③ 長時間勤務の是正は、関係法令に基づき事業者責任で実施するものであり、自治体が制限する事項ではありません。
- ④ 指針やマニュアルに基づき適切に運営指導を実施しているため、別途調査することは考えておりません。

★(5)高齢者福祉施策の充実 【高齢福祉課】

- ①中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施するとともに助成内容を充実してください。また、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。
- ②買物や通院をはじめ高齢者の外出支援の施策を充実してください。

- ① 医師が補聴器の装用が必要と認める者のうち、一定要件を満たす方に対し、補聴器購入費助成事業を実施しています。無料検診事業については、市民ニーズや費用対効果、他市の動向も踏まえ、総合的に判断しながら調査・研究してまいります。
- ② コミュニティバスである「あんくるバス」の75歳以上無料パス、要支援以上の方に対するタクシー利用助成などを実施しています。また、移動困難者が買い物や通院をする際、地域団体がその支援に当たった場合、活動支援補助をする補助金制度を設けています。

(6)認知症高齢者の福祉施策の充実 【高齢福祉課】

- ①「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「市町村認知症施策推進計画」を作成してください。
- ②認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施し、さらに拡充してください。
- ③認知症を早期に発見して適切な治療につなげるため、名古屋市が実施している「もの忘れ検診」のような無料検診事業を実施してください。

- ① 現在、計画案を策定中です。
- ② 認知症の人が事故を起こしてその家族等が損害賠償責任を負う事態に備えて、「認知症高齢者等個人賠償責任保険制度」を保険料無料で実施しており、今後も維持継続してまいります。
- ③ 標記の無料検診事業については、市民ニーズや費用対効果、他市の動向も踏まえ、総合的に判断しながら調査・研究してまいります。

(7)第10期介護保険事業計画の作成【高齢福祉課】

- ①第10期介護保険事業計画の作成にあたっては、その調査内容と結果、策定委員会の傍聴、議事録の公開など審議内容について住民に広く公開するとともに、その意見を積極的に住民から聞く機会を設けてください。
- ②作成にあたっては要介護認定の比率が高まる75歳、80歳以上の人口の推移を反映し、居宅サービスも施設サービスも必要十分な量・質を自治体の責任で確保してください。

- ① 計画策定にあたり実施した住民を対象にしたアンケート調査の内容及び結果は、市公式ウェブサイトで公開しています。また、策定委員会についても傍聴可能なものとし、議事録等を公開しています。パブリックコメントの実施により住民の意見を聞く機会を設け、計画を策定しています。
- ② 各年齢層の人口及び要介護認定率を考慮の上で、保険給付に係るサービス利用者数やサービス量の推計を行い、サービス提供量の確保に向けた施策を検討しています。

★(8)障害者控除の認定【高齢福祉課】

- ①介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度A以上を税法上の障害者控除の対象とし、すべての対象者に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。

- ① 申請に基づき発行を原則としていますが、一度でも申請した方には、介護認定有効期間終了後に介護認定の更新がある限り、令和4年度より自動で送付しています。

2. 国保の改善

★(1)保険料(税)の引き下げ【国保年金課】

- ①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。
- ②前年度までに積み立てられた基金や剰余金は保険料(税)の引き下げに使ってください。

- ① 保険税は県の示す標準保険料率を参考に決定します。
- ② 標準保険料率の算定過程において、急激な保険税上昇を抑制するため、必要に応じ活用して参ります。

★(2)保険料(税)の減免制度【国保年金課】

- ①低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。
- ②18歳までの子どもに均等割保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。
- ③収入減少を理由とした減免制度の前年所得要件を1,000万円以下、当年所得減少割合を10分の8以下および減免割合を改善してください。

- ① 現時点では、改正の予定はありません。
- ② 国の制度が改正され、令和9年度から実施予定です。
- ③ 現状では考えておりませんが、国、県等の動向を注視してまいります。

★(3)保険料(税)滞納者への対応【①国保年金課・②③納税課】

- ①保険料(税)滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の10割負担を強いる制裁措置を行わないでください。
- ②保険料(税)滞納者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。
- ③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることが

ないようにしてください。

- ① 関係法令を遵守し、適正な滞納者対策を講じてまいります。
- ② 関係法令を遵守し、適正な滞納処分及び滞納整理事務を行ってまいります。
- ③ 関係法令を遵守し、適正な滞納処分及び滞納整理事務を行ってまいります。

★(4)保険料(税)の統一への対応【国保年金課】

- ①都道府県単位の保険料(税)統一に反対してください。
- ②保険料(税)および保険料(税)減免制度の検討にあたっては、都道府県単位の保険料(税)統一を前提としないでください。

- ① 反対することは考えておりません。
- ② 現時点では考えておりません。

(5)傷病手当金・出産手当金【国保年金課】

- ①傷病手当金・出産手当金制度を創設してください。

- ① 現状では創設することを考えておりません。

(6)一部負担金の減免制度【国保年金課】

- ①一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。
- ②制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

- ① 現時点では基準を変更する予定はありません。
- ② 窓口パンフレットを設置しています。

★(7)資格確認書の発行【国保年金課】

- ①国民の受療権を守り、すべての加入者が安心して医療機関にかかることができるように、資格確認書はマイナ保険証を所持している人も含めた全加入者に自動的に発行してください。

- ① 現時点では考えておりません。

3. 生活保護・生活困窮者支援

(1)生活保護制度【社会福祉課】

- ★①物価の高騰に対応できるよう手当を出すなど支援してください。
- ★②生活保護の申請書は、誰もが見えるところに置き、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。
- ★③「生活保護は権利です」「ためらわずに相談を」という内容を、しおり、ポスター、市の広報やホームページに掲載するなど、生活に困っている住民が生活保護の窓口をためらわずに利用できるよう積極的にPRしてください。
- ④住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設入所ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。
- ⑤熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、すべての生活保護世帯に対して自治体としてエアコン設置・買い換えの費用や冷房費の補助を行ってください。

- ⑥扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。
- ⑦車の使用は、個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくならないようにしてください。
- ★⑧ケースワーカー、査察指導員は国の最低基準(標準)を守り、不足することのないよう増員してください。
- ⑨女性のケースワーカーを配置し、比率を増やしてください。
- ⑩ケースワーカーや面接相談員は、専門職・有資格の正規職員で配置し、研修を充実し、経験年数の長い職員を育ててください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。
- ⑪就労支援員など専門性のある職は正規職員で配置するようにしてください。
- ⑫生活保護費が不当に削減された問題で、給付にあたってDV等で世帯を離脱した人の分まで元の世帯主へ給付せず、本人に渡るようにしてください。また、認知症や障害者に対して適切な案内を行ってください。

- ① 生活保護制度は国の基準に基づいて実施しています。つきましては、手当などの支給についても、国の基準に沿って運用していることから、今後、制度改正が行われた場合には、適切に対応してまいります。
- ② 生活保護相談は、まず生活状況を丁寧に聞き取り、相談者の希望を確認しながら必要な支援を検討したうえで、生活保護の申請意思を確認し申請書をお渡ししています。
- ③ 本市ウェブサイトで、ためらわず相談していただくように案内しています。
- ④ 住居のない人については、一時的に無料低額宿泊所等を利用していただく場合がありますが、その後、できるだけ速やかにアパートなどへ転居できるよう支援しています。なお、本市が入所を依頼している無料低額宿泊所の居室は、すべて個室です。
- ⑤ エアコンの設置については、国の基準に基づき対応しています。買い替えの費用や冷房費の補助については、今後、制度改正が行われた場合には、適切に対応してまいります。
- ⑥ 扶養照会については、国からの通知等に定める指針に沿って実施しています。
- ⑦ 車の使用については、愛知県の自動車保有ケース対応マニュアルに基づき、個別の事情に配慮して検討しています。
- ⑧ ケースワーカー及び査察指導員の配置数は国の基準を満たしています。
- ⑨ 2026年度は、女性ケースワーカーを1名配置しています。また、必要に応じて女性職員が相談・訪問に同席・同行しています。
- ⑩ 全ケースワーカーが有資格者の正規職員です。また、ケースワーカーの能力向上のため、積極的に各種研修を受講しています。なお、ケースワーカーの外部委託を行う予定はありません。
- ⑪ 就労相談員には、豊富な経験と専門知識を持つ会計年度任用職員を配置することにより、正規職員よりも充実した支援を実施しています。
- ⑫ 最高裁判決に伴う追加給付については、国の方針に基づいて適切に対応しています。

(2)生活困窮者支援【社会福祉課】

- ①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、医療、介護、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。特に、生活保護が必要な人については、生活保護が受けられるよう生活保護担当部署と連携してください。

い。

- ②任意事業についてすべての事業を実施してください。また、住民が相談しやすいようしおりを作成し、広報やホームページに掲載などに努めてください。
- ③食料品や光熱費などの高騰が続く中で、自立した生活が送れるように手当を支給するなど生活困窮者に対して支援をしてください。
- ④熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、低所得世帯に対するエアコン購入助成事業を創設・拡充してください。

- ① 自立相談支援は直営で行っています。必要に応じて関係機関と連携して対応するよう努めています。特に、生活保護が必要な人については生活保護担当者と連携して対応しています。
- ② 任意事業についてすべての実施については未定です。生活困窮者支援事業の広報については生活困窮者支援制度の紹介しおりの作成、ホームページへの掲載を実施しています。
- ③ 市独自の施策を実施することは考えていません。
- ④ 市独自の施策を実施することは考えていません。

4. 福祉医療制度【国保年金課】

- ★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。また、入院時食事療養の標準負担額を助成対象としてください。
- ②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。
- ★③精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持している人の医療は、精神疾患に限定せず、すべての病気を対象にしてください。また、精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。
- ④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。
- ★⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

- ① 現時点では改正の予定はありません。
- ② 令和6年4月から通院医療費自己負担分の助成を18歳年度末まで拡大しました。
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者については全疾病を対象にしています。自立支援医療(精神通院)については、通院による治療が必要な人に対し県が助成していますが、自己負担額分について、市も助成をしており、拡充の予定はありません。
- ④ 経済的援助を受けていない、ひとり暮らし高齢者等に独自の助成を行っているため、拡充の予定はありません。
- ⑤考えておりません。

5. 子どもの権利保障

(1)子どもの権利を守る施策の推進

- ①教育・学習支援への取り組みを強化し、小学校低学年から通年で実施してください。NP Oやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。【社会福祉課・こども課】
- ②こども家庭相談体制を整備・拡充してください。「こども家庭センター」を確実に設置し、専任・正規による専門職員の配置をはじめ必要な体制を整えてください。【こども課】

- ① (こども課) 子ども食堂にとって有益な情報提供や課題等の把握のため、運営団体との情報交換会を実施しております。また、個人や団体からの寄附の情報を提供するなど、子ども食堂の取組みを引き続き支援してまいります。
- ① (社会福祉課)「子ども学習支援事業」生活困窮世帯の中学生・高校生を対象に学習支援を行っています。
- ② 令和6年4月から「こども家庭センター」を設置し、こども家庭相談体制を整えました。

(2)就学援助制度の拡充 【学校教育課】

- ①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。
- ②クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。
- ③申請の受付は、学校と市町村窓口のどちらでも受け付けてください。年度途中でも申請できることを周知徹底してください。

- ① 現状1.2倍以下の世帯を対象としています。近隣市の動向や本市の認定者率の動向に注視しつつ検討していきます。
- ② 令和4年度より支給費目として「生徒会費」及び「PTA会費」を追加しています。
- ③ 一部の内容について市窓口での受付を開始しています。年度途中の申請については従来から広報しています。

★(3)義務教育無償化 【①総務課②学校教育課】

- ①小中学校の給食費を無償にしてください。
- ②教材費・修学旅行費・制服代など義務教育全体を無償にしてください。

- ① 2023年9月から小中学校給食費無償化を実施しました。
- ② 「かな」や「のこぎり」などの木工道具の一部や国語辞典などの使用頻度が少なく、個人で購入する必要性が低いものについては、学校で購入して子どもが使用できるようにするなど、保護者負担を減らせるようにしています。

★(4)就学前教育・保育施設等の給食について 【保育課】

- ①就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。
- ②就学前教育・保育施設等における給食の外部搬入を行わないでください。

- ① 保育園及び認定こども園等の給食費は、幼児教育・保育の無償化の対象外であり、保護者負担となっていますので、食材料費の実費相当分を給食費として保護者から徴収させていただいています。
- ② 民間園においては自園調理により給食の提供を行っていますが、公立・事業団園については調理を行う設備が不足していることや、調理員の確保が困難であることから、集中調理によるコストの最適化を踏まえて、調理場から一部又は全部を外部搬入することにより給食を提供しています。

★(5)子どもの権利を保障する保育の質の向上 【保育課】

- ①保育士配置基準について、国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1と、国が加算措置した1歳児5対1を早期に確実に実現してください。すでに実施済みの市町村は、0・2歳児も含め、自治体独自に、公私間の格差なく、さらなる改善を図ってください。
- ②公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。希望するすべての子どもが施設環

境、人員配置等において格差なく保育を受けられるよう認可保育所を整備・拡充してください。育児休業を取得した場合に保育施設を退園（育休退園）にしないでください。

- ③ 保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。
- ④ こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の対象施設から営利事業者を除外してください。また、事業を実施する施設には定期的に訪問し、保育内容や職員配置、安全管理等の実施状況を把握・検証するとともに、自治体の責任で必要な指導・援助を行ってください。あわせて、環境整備及び職員配置のための自治体独自補助を行ってください。

- ① 令和7年度から3歳児は15対1に、4、5歳児については在園児が継続して在園できるよう令和8年度は4歳児、令和9年度は5歳児を25対1に改善していきます。1歳児5対1については、保育士の確保が難しいため、今のところ予定はありません。
- ② 現時点で統廃合や民間移管の予定はありません。保育需要に対応できるように受皿の確保に努めていきます。育休退園の取扱いについて、令和7年度は、妊娠・出産にかかる在園可能期間を産後2か月から6か月までに延長し、令和8年度からは2歳児以下についても継続在園を可能とすることで、段階的に育休退園を解消しました。
- ③ 特定教育・保育施設に対しては、毎年県が実地にて実施する指導監査に保育課の職員も随行しています。認可外保育施設については、県が実施する指導監査へ保育士が同行し、保育の質の向上につながる助言等を行っております。
- ④ 事業者に対し、設備運営基準を満たしているかどうかの指導監査等を実施していきますが、自治体独自の補助は考えておりません。

6. 障害者・児施策【障害福祉課】

- ① 自治体独自の障害者への手当を増額してください。独自手当のない自治体は設けてください。
- ★② どんな障害のある人でも、24時間365日希望する地域で安心して生活できるようグループホームや入所施設等「くらしの場」を拡充してください。
 - 1) 自治体として具体的な計画をもってグループホームや入所施設の拡充をしてください。そのためにも待機者などの実態把握を適切に行ってください。
 - 2) グループホーム運営費や物価高騰対策としての家賃補助の増額などを行い、障害者年金で利用できるようにしてください。
 - 3) 夜間職員の配置基準を夜間常時2名体制となるよう自治体独自の補助をしてください。
- ★③ どんな障害のある人でも、その人の願う地域での生活ができるように居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・移動支援など、ヘルパー事業所の拡充をしてください。
 - 1) 居宅介護等の支給時間数は、余暇利用を含め本人が必要とする時間を支給してください。
 - 2) 住んでいる地域で受けられる支援に格差がないよう、自治体として具体的な居宅介護等の整備計画を策定してください。
 - 3) 移動支援の報酬単価を大幅に増額してください。
- ④ 障害児やその家族が安心して、福祉施設とつながれるように、自治体として実態把握とともに、障害児施設の拡充をすすめてください。
 - 1) 保育園に通いたくても通えず、「待機児童」となっている障害児の人数把握をすすめ、地域で通える場所・体制の整備をすすめてください。
 - 2) 放課後等デイサービスや児童発達支援事業所、児童発達センターなどでの給食費については無償にしてください。

- 3)「のぞまないセルフプラン」とならないよう、自治体として相談支援事業所の整備や相談支援専門員の増員をすすめ、障害児や家族が福祉制度につながっていけるよう支援してください。
- ⑤家族介護の負担が虐待につながりやすいことから、社会的支援の利用をすすめることを絶えず周知するとともに、自治体職員が自宅訪問し状況確認する等、社会的孤立が起こらない支援体制をとってください。また、障害福祉施設等での虐待認定したケースの検証をし、虐待が起こらないような支援策を講じてください。
- ⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

- ① 市独自の施策として、障害者扶助料を支給していますが、増額は考えていません。
- ②1) 策定中の障害福祉計画の中でサービス見込量を推計し、確保策等を検討する予定です。
- 2) 日中サービス支援型を除くグループホームが土日祝日に共同生活援助を提供したときに、愛知県の補助事業に合わせて補助金を交付しています。
- 3) 重症心身障害者を定員の2分の1以上受け入れているグループホームには市独自の補助制度を設けています。
- ③1) 原則として、障害支援区分に対応する国庫負担基準の単位数を上限として支給しています。
- 2) 策定中の障害福祉計画の中でサービス見込量を推計し、確保策等を検討する予定です。
- 3) 国のサービスである通院等介助の報酬額に準じています。
- ④1) 児童発達支援センターと協力して障害児の地域移行(インクルージョン)推進に努めます。
- 2) 市独自の助成や無償化は考えていません。
- 3) 相談支援事業所に対して市独自の補助制度を設けています。
- ⑤ 複合的な課題を抱えるご家庭には、社会福祉協議会等の関係機関と連携して支援に取り組んでいます。障害福祉施設等での虐待防止については、自立支援協議会の作業部会で虐待防止についての情報共有や事業所訪問を行っています。
- ⑥ 介護保険利用優先を一律に判断することはせず、心身の状況やサービス利用の理由などを聴き取って適切に判断しています。

7. 予防接種【健康推進課】

- ★①高齢者用肺炎球菌・带状疱疹ワクチンの定期接種の自己負担を無料にしてください。
- ★②流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチンの2回接種、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、高齢者用肺炎球菌の2回目のワクチン、50歳以上を対象とする带状疱疹ワクチン、高齢者を対象としたRSウイルスワクチン、男性を対象としたHPVワクチンについて、自己負担無料の任意予防接種を設けてください。

- ① 高齢者用肺炎球菌・带状疱疹ワクチンの定期接種について、特定の条件に該当した場合は、申請により個人負担金を免除しております。一律に自己負担を無料とする予定はありません。
- ② おたふくかぜ(2回)、子どものインフルエンザ、50歳以上を対象とする带状疱疹ワクチンの各種予防接種については、自己負担額の一部助成を行っています。高齢者を対象としたRSウイルスワクチン、男性を対象としたHPVワクチンへの助成については、現時点で予定はありません。

8. 健診・検診【健康推進課】

- ★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。
- ★②5歳児を対象とした健診支援事業を実施してください。
- ③妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。
- ④保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

- ① 令和5年度から助成対象回数を2回としています。
- ② 5歳児健診については、健診の実施も含め、支援の在り方を検討しています。
- ③ 令和2年度から産婦も受診券を交付し、妊婦・産婦共に助成をしています。
- ④ 保健センターでは歯科衛生士2名を常勤で配置しています。

9. 地域の保健・医療【健康推進課】

- ①公立病院の経営形態を維持してください。
- ②自治体独自の医師・看護師等医療従事者の確保対策、医療従事者向けの奨学金制度を実施・拡充してください。

- ① 本市には市民病院はありません。
- ② 市医師会が運営する看護専門学校への支援を行っておりますが、奨学金制度の実施は予定しておりません。

【2】国および愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。【国保年金課】
- ②マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。【国保年金課】
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる利用料の負担増や給付削減はしないでください。【高齢福祉課】
- ④介護・福祉労働者の夜勤の労働環境を改善してください。【高齢福祉課】
- ⑤介護・福祉労働者の処遇改善を確実に実施してください。【高齢福祉課】
- ⑥加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る公的支援制度を創設してください。【高齢福祉課】
- ⑦18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。【国保年金課】
- ⑧中学校の給食費を無償にしてください。【総務課】
- ⑨障害者・児の「暮らしの場」を拡充してください。【障害福祉課】

- ①～⑨
意見書・要望書を提出することは考えていません。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①国民健康保険への愛知県独自の財政措置を強化し、市町村が愛知県に納める納付金を引き下げてください。【国保年金課】
- ②加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る補助制度を新設してください。【高齢福祉課】
- ③子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。【国保年金課】
- ④学校給食無償化のために愛知県独自の補助制度を新設してください。【総務課】
- ⑤地域に必要な病床を確保してください。【健康推進課】

⑥地域医療介護総合確保基金を活用し、医療・介護・福祉など公的価格で働く職員の処遇改善、人材確保をしてください。【高齢福祉課】

①～⑥

意見書・要望書を提出することはありません。

以上